

定期監査結果に関する措置の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定による定期監査の結果に関し、見附市長から措置を講じた旨の通知があったので同条第14項の規定により公表する。

令和8年4月28日

見附市監査委員 依田 志郎
同 佐野 統康

- 1 監査の対象 見附市教育委員会教育総務課及び学校教育課の令和6年度の業務
- 2 監査結果の公表年月日 令和8年4月22日
- 3 措置事項の通知年月日 令和8年4月23日
- 4 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>一部の事務において、以下のとおり、財務事務の正確さが認められない事項があった。</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none">・過年度返還金の調定処理が行われず、債権管理が適切にされていない事例が見受けられた。	<p>当該返還金について、令和7年度一般会計の雑入に『就学援助費返納金(過年度分)』の説明を起こし、調定起票を行った。</p> <p>今後は見附市財務規則を遵守し、収納済とならない収入金が発生した際は、収納未済額として逡次繰り越し、適切に債権の管理を行う。</p>